



GPS 捜査には令状が必要

ム、つまり GPS は、従前、アメリカ合衆国が軍事的に打ち上げた GPS 衛星からの信号を受信器でキャッチし、受信者が自らの現在位置を知るシステムとして考案されたが、その後、大韓航空機墜落事件以後に非軍事的に民間機でも使えるようになつたとのことである。そして、現在、このシステムはさまざまな汎用性をもつて利用されている。

たとえば、夫の不貞を疑つて GPS 機能を装備した機器を車両に取り付け、日々、自宅からでかける夫の移動状況を自宅のパソコンで妻が管理することも容易になつた。以前であれば、複数人の探偵が複数台の車両に乗車し、気づかれないように尾行することで不貞の事実を確かめるという方法も取られていたが、現在では、パソコンにて居場所を常に確認し、それがホテルであれば、妻自らがホテル近くに待機し、夫がホテルから出てくるところを携帯電話機のカメラでキャッチすることも容易になつた。

ところが、当然、このような方法は警察の捜査方法にも取り入れられていたのである。判例タイムズNo. 1424号の解説によれば、事案は、複数人

が犯行に使用する車両などを盗み出しが広範囲に移動しながら店舗などに侵入して衣類などの物品を盗むといふ手口で繰り返し敢行された自動車などの窃盗と侵入盗の事案であった。警察官は、令状を取ることもせず、約6か月にも亘つて犯人であるとおぼしき人物やその知人女性などの自動車など合計19台に GPS 端末を装着し、各自動車などの位置関係を断続的に入手し、追尾するなどしていた(以下、「GPS 捜査」という)のである。

どうして警察が令状も取らずこのような捜査を続けてきたのかといふ点については、令状を取らなければできない行為、つまり、強制処分については、最高裁の決定(最決昭和51年3月16日刑集30巻2号 187頁)が、「個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など」を意味すると判示していたのである。当然、自動車等の窃盗や侵入盗の事案は、この平成21年最決が出された後の事件であつたが、それでも警察は GPS 捜査を令状なくしてできると考えたのである。その理由は、おそらく、宅配便等に設置されている。されど、その理由は、おそらく、宅配便荷物の内容物のように、外から見えない内容物につき、エックス線を照射して観察するというものではなく、犯人とおぼしき者たちが不特定多数の一般人や多数の車両等が往来する公道などを通行する状況を把握しているだけであると考えたからと推察される。

PSS 捜査を行うことをその対象者が

が犯行に使用する車両などを盗み出しが広範囲に移動しながら店舗などに侵入して衣類などの物品を盗むといふ手口で繰り返し敢行された自動車などの窃盗と侵入盗の事案であった。警察官は、令状を取ることもせず、約6か月にも亘つて犯人であるとおぼしき人物やその知人女性などの自動車など合計19台に GPS 端末を装着し、各自動車などの位置関係を断続的に入手し、追尾するなどしていた(以下、「GPS 捜査」という)のである。

認識していれば、容認しないと思われ

るからである。私たちのプライバシー

は、まさに、不特定多数の一般人がその

権とは、私たちが認識している領域内だけの人権ではないはずである。そして、この点は、すでに、覚せい剤を宅配便荷物で送付することで大量の覚せ

い剤取引を行つてた事案について、最高裁の決定(最決平成21年9月28日刑集63巻7号 868頁)でも、「個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する検査方法である」として、刑事訴訟法上、特別の根拠がなければ許容されない強制処分に当たると判示したのである。

以前にもこのコラムに記載したことがあつたが、現代社会は相当程度進んだ「監視社会」となつている。私たちが日常生活上通行する公道には多数のカメラが設置されている。さまざま犯罪が隠密裏に実行されており、犯人を検挙することも難しい状況になつていて。しかしながら、知らず知らずのうちに私たちの生活が監視され検査に利用されていることに思いを馳せていただきたい。そういう意味でも、昨今、議論されている共謀罪の国会における審理を注意深く見ていく必要がある。